

後期高齢者医療制度ご加入の方へ 訪問による歯科健診を実施します

大阪市では、通院による医療機関での歯科健診を受診することが困難な方を対象に、歯科医師・歯科衛生士がご自宅に訪問して「歯」や「お口の機能」のチェックを行う、訪問歯科健診を実施します。

対象者

大阪市に在住の後期高齢者医療制度の被保険者の方で、
通院による歯科健診が受診できない方

※対象外となる方については、裏面の注意事項をご確認ください。

受診期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※上記期間内に1回受診できます。



費用

無料

受診方法

大阪市福祉局 保険年金課(保健事業グループ)に
直接、お申し込みください。

- 1 大阪市福祉局 保険年金課に郵送またはFAX・電話にてお申し込みください。
※申込書等は、下記（お問い合わせ・お申し込み先内）ホームページからダウンロードができます。
※対象者の同意のもと、関係者（医療職・介護職等）も代理で申し込むことができます。
- 2 担当者が申し込み内容を確認し、必要時電話で聞き取り、大阪府歯科医師会へ申込者の情報を連絡します。
- 3 訪問歯科健診を実施する医療機関から、申込者へ訪問日時の調整を行います。
- 4 歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯科健診を実施します。

※訪問日時の調整の結果、歯科医師1名での訪問となることがあります。

その場合、健診結果により、後日歯科衛生士が訪問し、指導を行うことがあります。

【お問い合わせ・お申し込み先】

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話 06-6208-9876 FAX 06-6202-4156

詳しくは⇒

大阪市 訪問歯科健診

検索



健診内容

- 歯の状態の確認（現在有している歯、喪失している歯の確認）
- 口腔衛生状況の確認（舌苔や口腔乾燥の状態などの確認）
- 咬合状態（噛み合わせ）の確認
- 嚥下機能の検査（飲み込む力の確認）
- 舌機能の検査（舌の動きの確認）



注意事項

大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する歯科健診の対象でない方、または、すでに今年度に歯科健診を受診した方は、訪問歯科健診を受診することができません。

（参考）大阪府後期高齢者医療歯科健康診査の対象でない方

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方

- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

個人情報の取り扱いについて

訪問歯科健診に関する個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。健診の結果等は、大阪市が実施する保健事業等に使用し、また個人を特定できない数値データとして、統計的に利用及び活用します。